

山梨県公報

第五百九十号

令和七年

八月二十八日

木曜日

目次

告示

○土地改良区の解散の認可……………四三七

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………四三七

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四三七
(三件)

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………四三八

公安委員会

○落札者の決定について……………四四〇

その他

○山梨県道路公社が管理する有料道路の料金及び料金徴収期間の変更……………四四〇

告示

山梨県告示第二百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、令和七年八月二十日平野土地改良区の解散を認可した。

令和七年八月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

公告

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 小林繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ロイヤル商事株式会社
代表取締役 原田洋司

東京都豊島区池袋一丁目七番十七号 外
二十二者

変更後

ロイヤル商事株式会社
代表取締役 原田洋司

東京都豊島区池袋一丁目七番十七号 外
二十二者

3 変更の年月日 令和七年五月二十一日 外

三 届出年月日 令和七年八月十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月五日まで

土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(井詰原地区 防災重点農業用ため池緊急整備事業 計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年八月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条
第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

令和七年八月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月二十九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年十月十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年三月二日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（寺沢地区 防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年八月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月二十九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年十月十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年三月二日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（平井出地区 防災重点農業用ため池緊急整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年八月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月二十九日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年十月十四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年三月二日まで

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
中村まさあきを支援する会	梶 原 陽 一	渡 辺 浩 長	南都留郡富士河口湖町船津三七九八―四	日 令和七年八月五	日 令和七年八月五
橋爪孝裕後援会	雨 宮 今 朝 延	中 村 功	甲州市塩山藤木九八〇	日 令和七年八月十	日 令和七年八月十

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧 新	自由民主党山梨県J A支部	小 池 一 夫 中 澤 昭	中 澤 豊 一 萩 原 爲 仁		令和七年六月二 十七日	令和七年七月三 十日
旧 新	自由民主党山梨県薬剤師支部		志 村 人 士 植 松 俊 彦		日 令和七年八月一	日 令和七年八月一
旧 新	東電労組政治連盟山梨県支部	木 下 昭 英 小 川 直 人	柳 沢 敏 志 木 下 昭 英		日 令和七年六月九	令和七年七月十 八日
旧 新	幸薬会		志 村 人 士 植 松 俊 彦		日 令和七年八月一	日 令和七年八月一
旧 新	山梨県神谷まさゆき後援会		志 村 人 士 植 松 俊 彦		日 令和七年八月一	日 令和七年八月一
旧 新	山梨県本田あきこ後援会		志 村 人 士 植 松 俊 彦		日 令和七年八月一	日 令和七年八月一
旧 新	山梨県薬剤師連盟		志 村 人 士 植 松 俊 彦		日 令和七年八月一	日 令和七年八月一
旧 新	堀内えいこ後援会	小 佐 野 清 美 渡 辺 節 子			日 令和七年八月一	日 令和七年八月七

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
快友会	流石 市朗	大石 威起	南都留郡富士河口湖町勝山二五	令和六年十二月三十一日	令和七年七月十八日
富友会	柏村 英輝	佐藤 富治	南都留郡道志村一一四一四	令和七年七月二十五日	令和七年七月二十八日
西桂町を守る会	奥 脇 友賢	堀内 達朗	南都留郡西桂町下暮地一九七九一五	令和六年十二月三十一日	令和七年七月三十日
野沢今朝幸とことん市民の会	野沢 今朝幸	芦沢 義男	笛吹市芦川町中芦川四三一	令和六年十二月三十一日	令和七年八月十二日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
村松 裕美	市議会議員	村松ひろみ後援会	甲府市下鍛冶屋町二二八一四	村松 裕美	令和七年八月五日	令和七年八月五日

公安委員会

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年八月二十八日

- 山梨県警察本部長 仲 村 健 二
- 一 落札に係る役務の名称及び数量 交通安全施設モバイル回線 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部交通部交通規制課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年八月四日
- 四 落札者
- (一) 名称 日本信号株式会社
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 落札金額 八千七百二十四万七千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年六月二十三日

その他

● 山梨県道路公社公告第五号
山梨県道路公社が管理する富士山有料道路の料金の額及び料金の徴収期間について変更を行うので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年八月二十八日

山梨県道路公社理事長 寺 沢 直 樹

一 料金（通行一台一回につき）

車 種		普通車		中型車		大型車		特大
料金の額		全線	一部線	全線	一部線	全線	一部線	
		一、〇五〇円	三二〇円	一、七三〇円	三七〇円	二、三九〇円	四七〇円	四、〇七

車		軽自動車等	軽車両等
二〇円	八四〇円	一〇〇円	
八〇円	二一〇円	三〇円	

二 料金の徴収期間

平成十七年六月七日から令和三十一年十二月二十六日まで

三 実施年月日

令和七年十月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番